

社保通信をお届けします。P1..... 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

検討委員会からのお知らせ

～ 令和6年10月1日より～

医療上の必要性がないにもかかわらず、患者が「後発医薬品でなく先発品(長期収載品)を使いたい」と希望した場合には、両者の差額の4分の1を患者自身が負担する仕組み(選定療養)が導入され、下記のとおり処方箋の様式が変更になりました。

当面の間、旧様式を取り繕って使用して頂いて差支えありません。

新様式につきましては、10月10日(木)より県歯事務局で販売開始となります。

処 方 箋									
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号				保険者番号					
公費負担医療の受給者番号				被保険者証・被保険者手帳の記号・番号				(枝番)	
患 者	氏 名			保険医療機関の所在地及び名称					
	生年月日		明大昭平令 年 月 日	男・女		電 話 番 号			
	区 分		被保険者	被扶養者		保 険 医 氏 名 印			
都道府県番号		点数表番号	医療機関コード						
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間		令和 年 月 日		特に記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。	
処 方	変更不可 (医療上必要)	患者希望							
	個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更し差支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「x」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「x」を記載すること。								

変 更

日本歯科医師会より「社会保険診療報酬点数早見表(1)」へ下記修正の連絡がありました。
お手元の点数早見表への追加と訂正をお願いします。

社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和6年10月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、()の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

修 正

		初診料.....267 未届出.....240	再診料.....58 未届出.....44	《初診時》		《再診時》	
通信機器 利用時	233	51	1	医療情報取得加算1(マイナなし、情報取得の同意なし、月1回)....+3	医療情報取得加算3(マイナなし、情報取得の同意なし、3月に1回)....+2	医療情報取得加算2(マイナあり、情報取得の同意あり、月1回)....+1	医療情報取得加算4(マイナあり、情報取得の同意あり、3月に1回)....+1
				医療DX推進体制整備加算(1~3のいずれも初診時のみ、月1回) 加算1....+9 加算2....+8 加算3....+6	マイナ保険証の利用実績に基づいた各加算の適用率について 加算1....15% 加算2....10% 加算3....5%		
明細		+1		※マイナ保険証の利用率に応じて算定可能な加算が異なる。(右記参照)			